平成２８年（フ）第１１４号
千葉県佐倉市井野1418番地２　メロディーハイム志津607号室
債務者　只縄　絹江
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６０４号
名古屋市北区山田２丁目８番57号　プレイズ平安通305号
債務者　石田　紗穂（旧姓髙根）
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２号
青森市大字新城字平岡160番地742
債務者　櫻庭　和子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
青森市浪岡大字浪岡字若松42番地25　若松コーポ105号
債務者　江利山恵美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６７号
青森県弘前市大字若葉２丁目25番地６
債務者　吉田　紀子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７４号
青森県平川市苗生松下東田41番地２　市営住宅３棟403号、旧住所青森県平川市柏木町藤山27番地19　フジマンションＢ号
債務者　葛西里香子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６０９号
名古屋市中川区供米田３丁目217番地　セリーン供米田101号
債務者　木村　知美（旧姓深田）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９６号
北海道旭川市末広４条４丁目９番17号
債務者　中野　厚志
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９７号
北海道旭川市末広４条４丁目９番17号
債務者　中野フジ子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０１号
北海道旭川市秋月３条２丁目２番18号　宝辰ハイツ101号室
債務者　白木　陽子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２６号
北海道旭川市神楽岡６条４丁目１番４号　セシール神楽岡マンション205号
債務者　櫻井　康代
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２９号
北海道旭川市豊岡２条５丁目２番13号
債務者　田畑　信一
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７２号
栃木県宇都宮市上小池町762番地１
債務者　福田工業こと　福田　貞夫
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２８号
栃木県宇都宮市西原３丁目６番13号
債務者　冨髙　明美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６８号
岡山県倉敷市児島上の町３丁目13番12―３号
債務者　中村與志子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部